

表1. 昇降機の確認申請の要件

昇降機種別	確認申請の要件
エレベーター	(1)エレベーターを新設する場合 (2)既設のエレベーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} （全部又は一部）、かご（枠及び床版）、駆動装置（巻上機又は油圧パワーユニット等）及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エレベーターを撤去・新設とみなす。）
エスカレーター	(1)エスカレーターを新設する場合 (2)既設エスカレーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} （全部又は一部）、駆動装置及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エスカレーターを撤去・新設する場合とみなす。）
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※1. 令第129条の4、令第129条の12第2項に定める主要な支持部分を指す。

※2. 1つでも取り替えない部材がある場合（例、駆動装置以外は全て交換する場合等）は、法第87条の4の「設ける場合」とみなさない。

※3. 改修等の工事を2回以上に分け、これらの改修等を合わせると「設ける場合」に該当する場合は、個別に判断する。

表2. 適用事例（ロープ式エレベーターの場合）

部材			取替部材			
施行令第129条の4に定める主要な支持部分						
① いずれか	主索		○		○	○
	主索の端部		○		○	○
	支持ばり等	マシンビーム		○		
		ガイドレール				
		頂部支持ばり				
② 両方	かご枠		○	○	○	
	かご床版		○	○	○	○
③	駆動装置		○	○	○	○
④	制御盤		○	○		○
確認申請が必要(①+②+③+④)			必要	必要	不要	不要